

Q1. 受講の時点で非常勤講師や臨時的任用教員でなくても更新講習を受講できますか？

A. 教員以外の方でも、

- ・ 教員経験者
- ・ 非常勤教員リストに掲載者など、教員になる見込みのある者

については免許状更新講習を受講できますから、非常勤講師の経験がある場合には受講することができます。

Q2. 修了確認期限の時点で教員でなくても、免許状更新講習を修了し、教育委員会に申請することができますか？

A. 修了確認期限の時点で教員でなければ免許状更新講習を修了する義務は課されませんが、講習を受講・修了すれば、都道府県教育委員会の確認を受けることが可能です。その場合には、修了確認期限の10年後の年度末までいつでも教壇に立てることとなります。

Q3. 修了確認期限を過ぎていても、免許状を持っていることを履歴書等に書いて良いですか？

A. 履歴書に免許状を授与されたことを書くことは可能です。この場合、「平成〇年小学校教諭一種免許状授与（更新講習未受講）」等と書いていただければ分かりやすいと思います。

修了確認期限のチェックができます！

ホームページ

教員免許更新制

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm
 ■教員免許更新制に関するご質問・お問い合わせは

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
 メールアドレス: menkyo@mext.go.jp
 03(5253)4111 内線3571、3572、3573

教員免許更新制が
はじまります。

～平成21年4月からスタート～

修了確認期限をご確認願います。

(非常勤講師・臨時任用教員等の方々、
これらの職を希望されるの方々へ)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

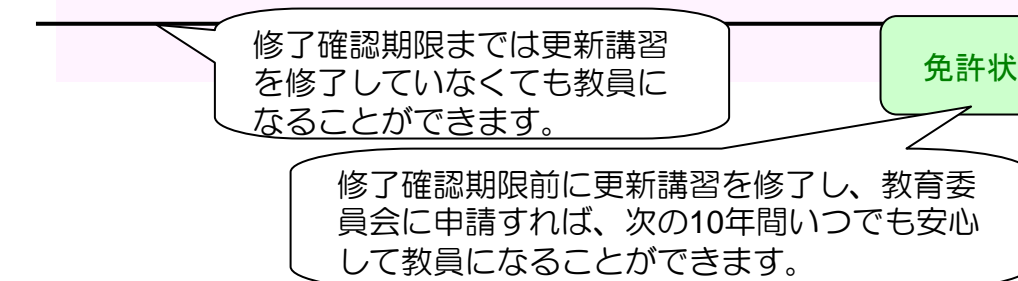
教員免許更新制とは・・・

- ① 教員免許状に10年間の有効期間が定められます。
- ② 免許状の有効期間を更新するため、30時間の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。
- ③ 教員免許更新制の導入前に授与された旧免許状を持っている教諭や校長等の教育の職にある方も、10年ごとの修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

非常勤講師や臨時任用の教員はどうすればいいのですか？

修了確認期限の時点で教諭等の教育の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務が課せられています。
 そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状が失効してしまいます。
 したがって、非常勤講師や臨時任用の教員の方におかれても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請をしていただく必要があります。

例えば 平成23年3月31日を35才で迎える教員（非常勤講師）希望者の方の場合・・・



最初の修了確認期限はいつですか？

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方を除く）の最初の修了確認期限は、その方の生年月日に基づき、以下の通り割り振られています。

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>(平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)</small>	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

それぞれの人ごとの修了確認期限は、文部科学省ホームページ（裏面参照）でチェックできます！！

H23年3月31日

